

事務連絡  
令和2年4月9日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における教科書の円滑な利用の  
ための継続的な対応について

新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣から、4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、文部科学省からも、同日付けで文部科学省事務次官通知『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について(通知)をお示ししたところです。また、現在、複数の地方公共団体において、学校の臨時休業期間の延長が行われ、また、検討している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における教科書の円滑な利用については、3月18日付け事務連絡において、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、格別の御配慮をお願いしており、一般社団法人教科書著作権協会においても、一般社団法人教科書協会と連携し、既に柔軟な対応(※)をいただいていると承知しておりますが、前述の状況に鑑み、今後も引き続き、御協力をいただきましますよう、重ねてお願い申し上げます。

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のための休校期間の授業代替手段として、現在示されている緊急事態宣言の期間中(2020年5月6日)、当該学校・地区の採択教科書の利用に限り、発行者が権利を有する掲載著作物を利用して作成した授業動画やプリント等を、当該児童生徒に限定して、学校又は教育委員会が自ら責任主体となっていく複製、公衆送信又は配布に対し、特別の配慮として、教科書利用を無償許諾する(第三者権利物の利用については本対応に含まれない。)

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

TEL : 03-6734-2576 (直通)

E-mail : kyokasyo@mext.go.jp